

期間業務職員の処遇改善を

休暇や諸手当の改善を

東海

No.3146

17. 5. 8

国土交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

国民平和行進に
参加して下さい

国公労連は、非常勤職員の処遇改善を求め、人事院総裁宛の要請署名を取り組むこととしています。
国土交通労働組合では、各任命権者(事務所長や本省、総度官庁)に対し、交渉等を通じて非常勤(期間業務)職員の処遇改善を求めてきました。
これまでも、年度採用の実現や三年雇い止め撤回など処遇の改善を実現させてきました。

同一労働同一賃金 まずは国の機関から

国公労連は、人事院勧告に向けた取り組みとして、非常勤(期間業務)職員の処遇改善を求めて、人事院総裁宛の要請署名(要求内容は右下参照)を取り組むこととしています。

国交労組・東海建設支部としても、同じ職場に働く仲間の処遇改善は重要で、業務遂行に重要な役割を果たしている期間業務職員の処遇改善は安倍首相が主張する、同一労働同一賃金との政策にも通ずるところがあり、まずは、政府自らが国の機関に働く期間業務職員の処遇改善を積極的に進めるべきです。

期間業務職員の処遇では、これまでの取り組みで、日々雇用であった雇用形態を年度末を期限とした雇用形態に変更させ、通勤手当の改善、制限はあるものの共済制度への加入、有給休暇の前倒し取得(夏休み)を実現させるなど、多くの成果を勝ち取っています。

しかし、同一労働同一賃金の処遇かと言えば、まだまだ不十分で、市町村に採用されている非常勤職員は、年度採用であることを念頭に採用直後から有給休暇が取得できるのに、国の機関では六カ月の勤務後でなければ有給休暇が取得できません。また、一時金(ボーナス)の支給割合も職員に支給される勤労手当分が

人事院総裁 一宮 なほみ 殿

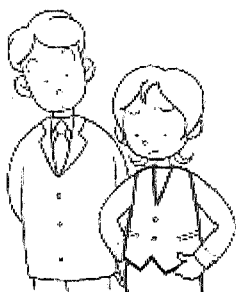
非常勤職員制度の抜本的な見直しを求めます

- 1 非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇などをはかる法制度を整備すること。
- 2 労働契約法の解雇権濫用法理と同様の規定を整備するとともに、無期転換制度を導入すること。
- 3 期間業務職員の更新に係る公募要件は、撤廃すること。
- 4 非常勤職員の労働条件の決定にあたっては、公正・中立な第三者機関が、勧告権の行使等、労働基本権制約の「代償機能」を十全に果たすこと。また、職務給の原則、同一価値労働同一賃金を基本とする均等待遇を確立すること。
- 5 非常勤職員の賃金・諸手当は、当面、以下の改善をはかること。
 - (1) 賃金の時間額を最低1,000円以上に引き上げること。
 - (2) 諸手当については、期末手当及び通勤手当の支給額を改善するなど充実すること。
- 6 非常勤職員の休暇を常勤職員と同等の制度とするとともに、以下の事項を早急に改善すること。
 - (1) 無給とされている休暇を有給とすること。
 - (2) 忌引休暇、病気休暇、子の看護休暇について、6ヶ月以上任用の制限を撤廃すること。また、年次有給休暇を採用時から取得できるようにすること。
 - (3) 結婚休暇、夏季休暇を制度化すること。

人事院総裁宛の 要請署名に協力を

未支給と格差が残されています。
東海建設支部では、国公労連・本部の取り組みに結集し、人事院総裁宛の要請署名に取り組むこととして

います。
職場の皆さんの積極的な協力をお願いします。



再任用制度の改善求め

勤務実態調査への協力を

国公労連2017年再任用職員実態調査アンケート

【質問項目】

- Q1 再任用について理由は次のうちどれに該当しますか。
① 生活が成り立たないから ② 仕事にやりがいがあるから
③ 賃金・処遇が希望と合致しているから ④ 他に再就職先がなかったから
⑤ 知り合いが多いから ⑥ その他 ()
- Q2 希望どおりの勤務形態につけていますか。次からお選びください。
① 希望どおり ② フルタイムを希望していたが短時間となった
③ 短時間を希望していたがフルタイムとなった
- Q3-1 フルタイム勤務を希望された方にお聞きします。フルタイム勤務を希望した理由を次からお選びください。
① 生活スタイルにあっているから
② 短時間勤務だと収入が少なく生活が苦しいから
③ 仕事にやりがいを感じているから
④ フルタイムしか選択肢がなかったから
⑤ その他 ()
- Q3-2 短時間勤務を希望された方にお聞きします。短時間勤務を希望した理由を次からお選びください。
① 生活スタイルにあっているから ② 収入が低くてもかまわないから
③ 当局に要請されたり、フルタイム勤務の場合は定員の枠内となり、新規採用に影響を及ぼすことを考慮したなど、やむをえず短時間を希望した
④ その他 ()
- Q4 いまの賃金は職務と見合っていますか。次からお選びください。
① 職務と比較して賃金が高い ② 職務と見合っている
③ 職務と比較して賃金が低い
- Q5 今支給されている手当以外に必要なと思う手当等は次のうちどれですか。
① 常勤職員並みの一時金 ② 扶養手当 ③ 住居手当 ④ 寒冷地手当
⑤ 昇給 ⑥ その他 ()
- Q6 再任用職員の労働条件整備で必要とする事項は次のうちどれですか。
① 定年退職前の年休の繰り越し ② 宿舍への入居 ③ 単身赴任の禁止
④ その他 ()
- Q7 現在の業務の困難性は次のうちどれに該当しますか。もっとも近いものをお選びください。
① より困難な仕事につきたい ② いまの業務に不満はない
③ もう少し軽い仕事につきたい ④ その他 ()
- Q8 再任用についての当局の説明はどうでしたか。次のうちからお選びください。
① 丁寧な説明を受けた
② 丁寧な説明は受けたが官署での職務が明らかにされたのは直前だった
③ 説明されたが時期が遅かった
④ 説明は不十分であったが、官署での職務は早めに明らかにされた
⑤ 説明も不十分、かつ、官署での職務が明らかにされたのも直前だった
⑥ その他 ()
- Q9 高齢期雇用において必要と思うことは次にうちどれですか。
① 定年延長 ② 希望者全員の雇用確保 ③ 他省庁における再任用の情報
④ 民間企業の求人情報 ⑤ 再就職における規制の緩和や撤廃
⑥ 起業に関する情報 ⑦ 年金制度の改善
⑧ その他 ()

賃金水準の引上げやフル任用、手当改善を

現在、隔年で年金支給開始年齢が繰り延べされ、一七年度末で定年を迎える職員の年金受給開始は六三歳となります。人事院は、政府に対し、定年延長とフルタイム雇用措置の意見申し出を行っています。政府

は、「年金支給開始年齢の六三歳への引上げにむけて引き続き検討していく」としているだけで、何ら具体的な案は示していません。また、政府が当面の措置として再任用では、「原則フルタイム」と閣議決定しているにもかかわらず、中部地整では、たったの四％(九六名中四名)運転手三

名含むこのフルタイム再任用しか確保されておらず、希望者全員のフルタイム再任用は実現していません。雇用と年金の確実な接続、希望者全員のフルタイム再任用の実現や経験と能力を活かすことのできる官職の確保、安心して生活できる労働条件の保障の実現にむけ、国公労連が取り組

む本アンケートに積極的に結集してまいります。アンケートの集約結果をもとに再任用職員がおかれている実態を把握し、政府、人事院、本省等に改善を求め、今後の運動に活用していくこととします。協力を願います。